

公益社団法人高知市観光協会 役員の報酬に関する規程

制定：平成25年2月14日（平成24年度臨時総会）

施行：平成25年4月1日（公益法人の設立登記）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人高知市観光協会（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、公益社団法人高知市観光協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- 3 常勤役員には、賞与を支給する。
- 4 常勤役員の退職に当たって、退職慰労金は支給しない。

（報酬の決定基準）

第4条 この法人の常勤役員の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内においてその職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

（報酬の支給）

- 第5条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。